動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	（略） 豚	（略） （略）	（略） 食用に供するためにと殺する前16日間
（略）	（略）	（略）	（略）

改　正　前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	（略） 豚	（略） （略）	（略） 食用に供するためにと殺する前28日間
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。